

答申第 503 号～第 511 号

平成 20 年 10 月 10 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 12 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 5 6 号～第 4 6 0 号及び諮問第 5 1 4 号）及び平成 20 年 1 月 7 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 5 2 5 号、諮問第 5 3 0 号及び諮問第 5 3 7 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、別表の請求年月日欄に記載の各日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、別表の決定年月日欄に記載の各日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、別表の不服申立て年月日欄に記載の各日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 各諮問案件に係る特定の事案（以下「本件事案」という。）は、当然文書化されるべき事案であり、開示しないこと自体に正当性がなく、正に隠ぺい行為である。
- (2) 本件行政文書が存在しないことは、不合理である。

4 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

5 審査会の判断理由

- (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る各諮問案件を審査するに当たり、本件行政文書の内容、本件処分の内容、不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は多岐にわたるが、本件処分に係る不服申立人の主張は、本件事案は当然文書化されるべき事案であり、開示しないこと自体に正当性がないという点又は本件請求対象文書が存在しないことは不合理であるという点で共通している。

一方、実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、本件行政文書は存在しないと説明している。

イ 何らかの特定の状況を事故と認定するか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。本件事案については、事故と認定していないこと等から、本件行政文書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、実施機関は、本件行政文書は別表の非公開理由欄に記載の理由により存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日)
456	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その57)	平成19年11月6日	特定日に提出した事故報告書	平成19年11月12日	請求者から公開請求で求められている件については、当初作成した文書はその後、加筆・修正されて、平成19年5月30日付け、6月1日付けの「一教員に関するメモ」及び7月6日付けの「経過報告書」として教職員課に提出したものであり、当初作成した文書は既に存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月16日
457	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その58)	平成19年11月6日	クーラーの財産上の整理が明確に分かる書類、備品台帳等	平成19年11月12日	請求者から公開請求で求められている件については、2台のクーラーは寄贈された上で設置されているものであり、もう1台のクーラー（実際はウィンドファン）は個人所有のものであることから、財産上の整理が明確になっている書類はなく、備品台帳等にも掲載されていない。したがって、教育委員会としては、文書不存在として公開拒否とした。	平成19年11月16日
458	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その59)	平成19年11月6日	クーラーについて、校長としての職務不履行に関する事故報告書、電気代の私的流用に関連した職員の事故報告書等	平成19年11月12日	請求者から公開請求で求められている件については、校長の教育的見地から校内での運用を認めているものであり、事故と判断しておらず、現時点では提出文書を作成するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月16日
459	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その60)	平成19年11月6日	エアコンの工事代金の支払いにつき、予算支出費目を明確にした書類、支払命令書等	平成19年11月12日	請求者から公開請求で求められている件について、当該エアコンは2台とも県費で購入したのではなく寄贈されたものなので、関係の文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月16日
460	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その61)	平成19年11月6日	特定日前後に提出した事故報告書	平成19年11月12日	請求者から公開請求で求められている件について、当初作成した文書はその後、加筆・修正されて、平成19年5月30日付け、6月1日付けの「一教員に関するメモ」及び7月6日付けの「経過報告書」として教職員課に提出したものであり、当初作成した文書は既に存在しないものである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月16日
514	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その115)	平成19年11月6日	特定教員が校内で作成した陶芸品を団体に寄付したとされる一切の件	平成19年11月12日	請求者から公開請求で求められている件については、本校PTAのOB会に小陶器40個ほどを差し上げたもので、特に文書は作成してはいない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月27日
525	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その126)	平成19年11月8日	不法投棄の件について市等へ提出した告発書及び教育委員会あての事故報告書	平成19年11月22日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と断定する要件に乏しいと判断したので、文書を作成してはいない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月5日
530	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その131)	平成19年11月22日	吹奏楽部の演奏会に参加した生徒の公欠理由を明確にした書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件について、本校の公欠届は部活動の大会等への出場のためにやむを得ず授業を休む場合に理由を記して届け出るものであり、演奏会に出場した生徒は放課後から下校して現地に向かっており、当該書面は全く存在しないものである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月6日
537	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その137)	平成19年11月22日	吹奏楽部の演奏会の参加者からの祝儀内容を明らかにした書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、当日の参加者から全く祝儀を頂戴していないので、書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書一部公開とした。	平成19年12月18日

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月19日	○ 諮問受理（諮問第456号～第460号及び諮問第514号）
平成20年1月16日	○ 諮問受理（諮問第525号、諮問第530号及び諮問第537号）
平成20年2月7日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月7日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月1日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6月5日 (第76回部会)	○ 審議
9月10日 (第79回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成20年10月10日現在) (五十音順)